

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 2 月 2 日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 井澤 吉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【電話番号】	03 - 6703 - 4930
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり） i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり） 5,000億円を上限とします。 i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年11月2日付をもって提出した有価証券届出書について、2018年2月3日付でファンド名称および信託報酬の変更があり、また償還手続に追記しますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

【表紙】

< 訂正前 >

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあ
り）

i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジな
し）

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあ
り）

3兆円を上限とします。

i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジな
し）

3兆円を上限とします。

< 訂正後 >

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあ
り）

iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあ
り）

3兆円を上限とします。

iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド

3兆円を上限とします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

< 訂正前 >

i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）

i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）

（「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

< 訂正後 >

i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）

iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド

(「i-mizuhoハイイールド債券インデックス(為替ヘッジあり)」、「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」、「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」を「為替ヘッジなし」という場合があります。)

(注)2018年2月3日付で信託約款の変更を行い、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス(為替ヘッジなし)」のファンド名称を「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」に変更します。

(12)【その他】

<更新後>

～ (省略)

信託終了(償還手続)予定について

i-mizuhoハイイールド債券インデックス(為替ヘッジあり)については、受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、2018年4月27日をもって信託を終了することを予定として、法令で定められた手続きを行なっております。

つきましては、当ファンドは2018年2月6日時点の受益者の皆様(2018年2月2日までにご購入のお申込みをなされた方を含みます。)を対象に信託終了(繰上償還)に係る書面決議を行ない、2018年3月20日にその可否を決定いたします。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合は、予定通り2018年4月27日をもって当ファンドの信託を終了(繰上償還)するため、最終換金申込日は2018年4月20日、最終購入申込日は2018年4月25日となります。なお、最終購入申込日は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了(繰上償還)は行ないません。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日の翌日(2018年3月21日)以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス：www.blackrock.com/jp/

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」は、米ドル建てハイイールド債^{*}市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

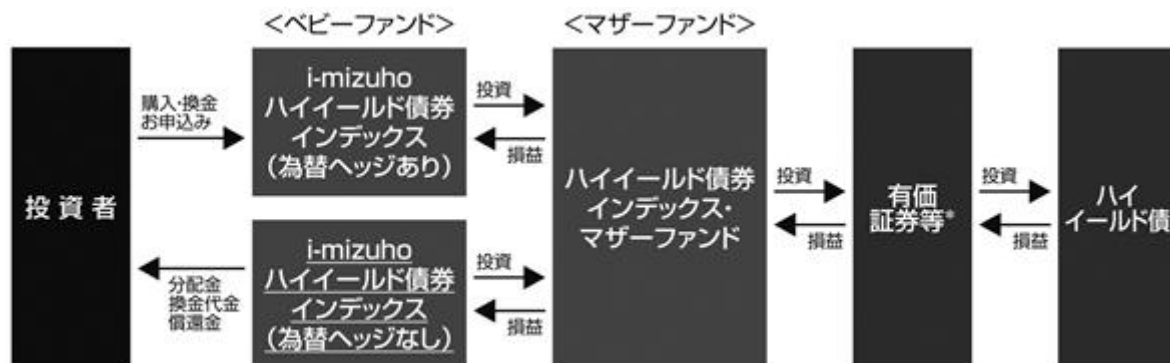
*ハイ・イールド債とは、信用格付が低い（BB格相当以下）、または格付されていない債券で、投資適格債（BBB格相当以上）と比較して、価格変動のリスクが大きい分、高い利回りが期待される債券のことをいいます。

（中略）

ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

（中略）

e. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



*ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)を含みます。

（以下略）

<訂正後>

「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」は、米ドル建てハイイールド債^{*}市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

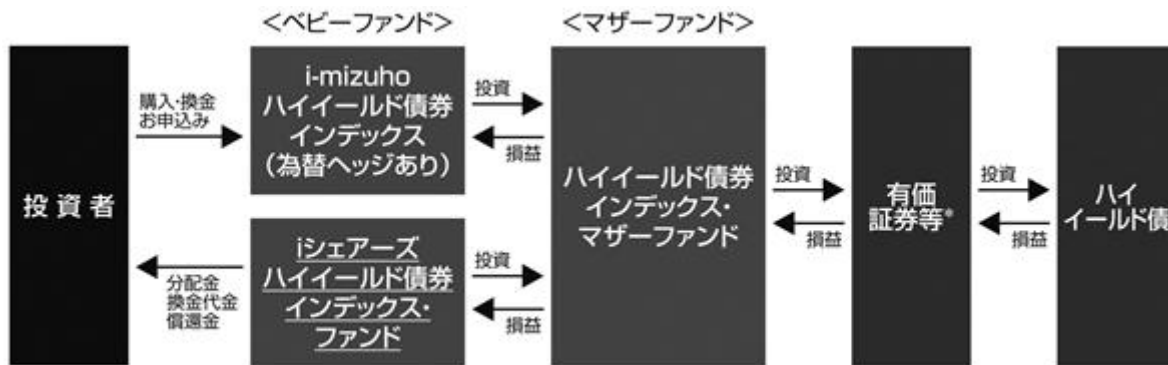
*ハイイールド債とは、信用格付が低い（BB格相当以下）、または格付されていない債券で、投資適格債（BBB格相当以上）と比較して、価格変動のリスクが大きい分、高い利回りが期待される債券のことをいいます。

（中略）

ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

（中略）

e . 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



*ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)を含みます。

(以下略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2013年9月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月3日	信託期間延長（無期限）
2017年5月3日	マザーファンド名称を「ブラックロック・ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」から「ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」に変更

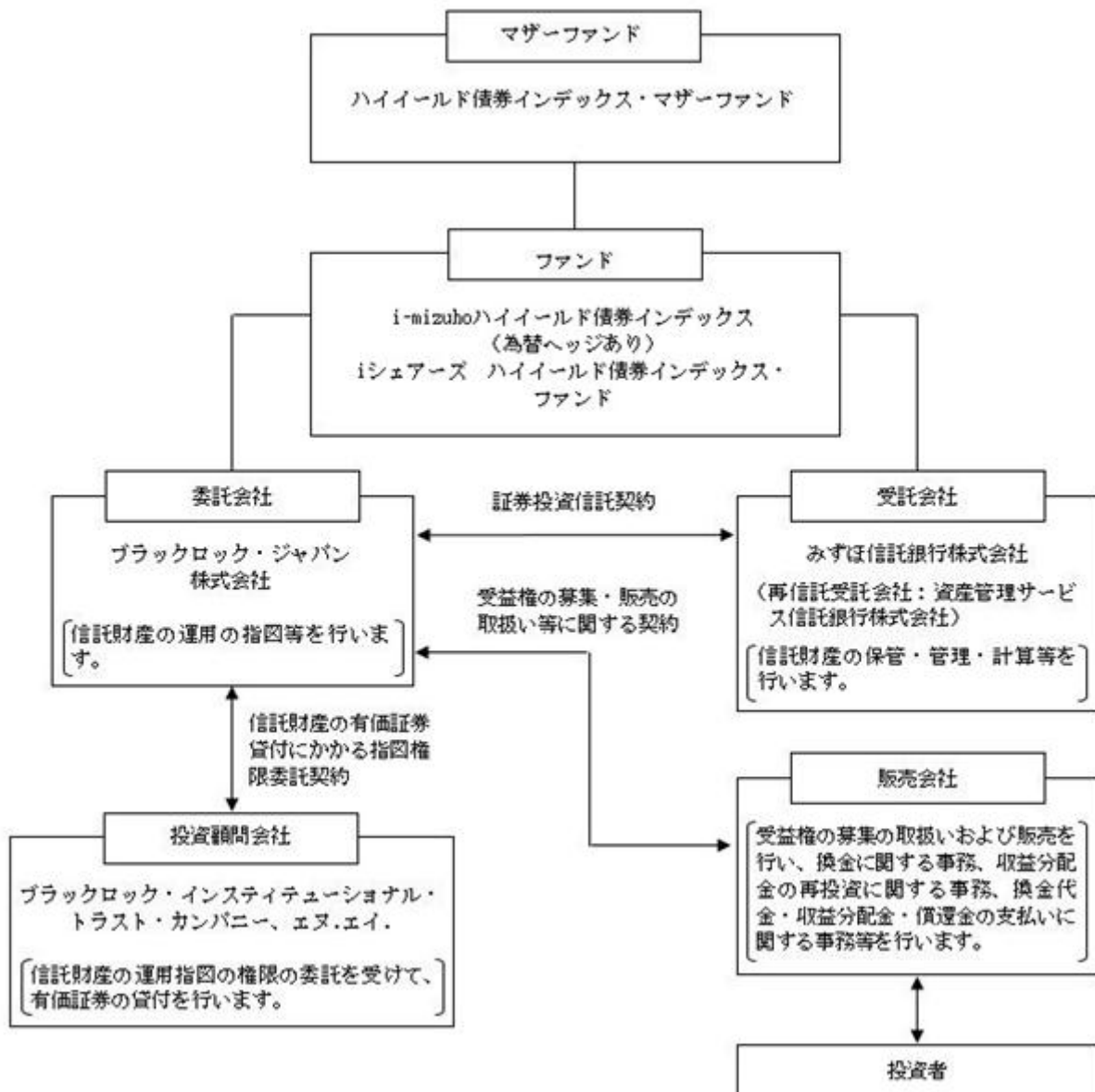
<訂正後>

2013年9月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月3日	信託期間延長（無期限）
2017年5月3日	マザーファンド名称を「ブラックロック・ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」から「ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」に変更
2018年2月3日	<u>「i-mizuhoハイイールド債券インデックス（為替ヘッジなし）」のファンド名称を「iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド」に変更</u>

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンドの仕組み



(以下略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.932%（税抜0.9%）程度となります。

投資する有価証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

a．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.432%（税抜0.4%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1080% （税抜0.10%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2916% （税抜0.27%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0324% （税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

b．有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等

上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、保有有価証券の投資額に対して年0.5%程度が当該有価証券より支弁され、その管理会社等に支払われます。

有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。

（以下略）

<訂正後>

信託報酬の総額

<為替ヘッジあり>

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.932%（税抜0.9%）程度となります。

投資する有価証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

a．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.432%（税抜0.4%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1080% （税抜0.10%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2916% （税抜0.27%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0324% （税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

b．有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等

上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、保有有価証券の投資額に対して年0.5%程度が当該有価証券より支弁され、その管理会社等に支払われます。

有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。

<為替ヘッジなし>

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.7538%（税抜0.735%）程度となります。

投資する有価証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

a．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.2538%（税抜0.235%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間での配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.0108% (税抜0.010%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2160% (税抜0.200%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.027% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

b．有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等

上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、保有有価証券の投資額に対して年0.5%程度が当該有価証券より支弁され、その管理会社等に支払われます。

有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。

(以下略)

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「i m H債へ有」、「i m H債へ無」と省略されて記載されております。

（以下略）

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「i m H債へ有」、「i Sハイ債F」と省略されて記載されております。

（以下略）